

## 全世代型社会保障の実現に向けた医療制度改革について

2020年11月24日

中西 宏明

これまでの会合において、「全世代型」の公平な社会保障を実現する観点から、高齢者に偏りがちな社会保障給付を見直し、子ども・子育て分野の給付をより充実させるなど、世代間の給付と負担のアンバランスを是正し、全世代で支えあう持続可能な制度の実現に向けた期待を表明して参りました。

経済界としては、①団塊の世代の後期高齢者入りに伴い、現役世代が拠出する支援金の激増が見込まれるなか、その負担増を確実に抑制する規模の改革であること、②ワイズスペンディングの観点から、所得の高い層への児童手当給付を見直し待機児童対策等に充当すること、③これらの改革をパッケージで実現しつつ、公平な負担のもとで、持続可能な全世代型の社会保障を実現することが不可欠であると考えます。

こうした観点に立ち、本会議の中間報告で示した後期高齢者の窓口負担の2割への引上げの対象者となる「一定所得以上の方」については、高額療養費制度における「低所得者」となる区分を除いた「一般区分」に該当する方々とすべきと考えます（現役並み所得者については引き続き3割）。また、団塊世代が75歳に達する時期に間に合う形で制度改革を実施することが必要です。

後期高齢者の方々のご負担の増額は、痛みを伴うものとはなりますが、窓口負担が2割となった場合でも、高額療養費により自己負担に上限がある点、現役世代の負担の実態などについて、十分な周知を行い、理解の醸成を図ることが重要です。

あわせて、後期高齢者の保健事業を強化するなど、高齢者の健康と安心を確保することも必要です。例えば、負担増による受診抑制を回避するためにも、現行の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の枠組みを整備・強化することが考えられます。

中間報告で記載いただいた「現役世代の負担上昇の抑制」にも寄与する改革の実行を通じ、真の意味での「全世代型社会保障」が実現することを強く期待いたします。

なお、本件に関する経団連の見解についても資料を添付いたしますので、併せてご参照いただければ幸いです。

以上

## 真の全世代型社会保障に向けた制度改革の実現を

2020年10月30日

一般社団法人 日本経済団体連合会

2022年には団塊の世代が後期高齢者入りし、社会保障給付が急増する一方で、支え手である現役世代の人口は急減していく。こうした中、社会保障制度の持続可能性を確保するためには、高齢者に偏りがちな社会保障給付を見直し、現役世代の負担の増加の抑制や子ども・子育て分野の充実を図るなど、世代間の給付と負担のアンバランスを是正し、公平に支えあう真の意味での全世代型社会保障の構築が不可欠である。

上記観点に立ち、現在、政府の全世代型社会保障検討会議を中心に進められている検討のうち、世代間・世代内の給付と負担に関する議論に対し、とりわけ、下記の改革実現を強く求める。

### 記

#### 1. 後期高齢者医療の窓口負担について

今後、後期高齢者を中心に医療費が増加する中においては、医療・介護費用の伸びの抑制に向けた各種の適正化・効率化策（医療費適正化計画の実効性の強化、地域医療構想の実現等を通じた提供体制の効率化など）を講じていくとともに、一定の負担能力のある後期高齢者層にも応分の負担を分かち合っていることが避けられない。

このため、全世代型社会保障検討会議の「中間報告」において、「一定所得以上」とされている2割への後期高齢者窓口負担引き上げの対象者については、原則2割を基本とし、高額療養費制度の自己負担限度額の適用区分<sup>1</sup>のうち、限度額が低くなる「低所得者」となる区分の該当者を除いた「一般区分」に該当する方を対象とすべきである（現役並み所得者については引き続き3割）。

#### 2. 新たな少子化対策の財源

少子化は国民共通の困難の課題であり、保育の受け皿確保などに必要となる財源については、社会全体で公平に支えることを基本とすべきである。

また、子ども・子育て分野においても、ワイズ・スペンディングや真に必要な支援に集中する観点から、児童手当の受給にかかる世帯合算の導入や高額所得者に対する特例給付の廃止などの制度適正化が不可欠である。

前述の改革を通じて、国民の公平な負担の下で、持続可能な全世代型社会保障を実現する必要がある。

以上

---

<sup>1</sup> 後期高齢者医療制度における分布は、「低所得者」40.4%、「一般」52.7%、「現役並み所得」6.9%（出所：厚生労働省「後期高齢者医療事業状況報告」2018年度実績）